

後期高齢者医療制度 ご存知ですか？

医療給付の種類	こんなときに受けられます
療養の給付	病気やけがの治療を受けたとき
入院時食事療養費	入院したときの食費
入院時生活療養費	療養病床に入院したときの食費・居住費
保険外併用療養費	利用者の選定による特別の病室の提供などを受けたとき
訪問看護療養費	訪問看護サービスを受けたとき
療養費	やむを得ず医療費の全額を自己負担したとき
特別療養費	資格証明書を受けている人が病気やけがの治療を受けたとき
移送費	緊急の入院や転院で移送が必要となったとき
高額療養費	1カ月の患者負担が高額になったとき
葬祭費	被保険者が死亡し、その方の葬祭を行ったとき
高額介護合算療養費	下記をご覧ください

給付を受けるとき / は医療機関で被保険者証を提示します。
 ~ は市町村民税非課税世帯の方は、事前に市町村への申請が必要です。 ~ は申請が不要です。 は市町村への申請が必要です。

後期高齢者医療制度の 医療給付の種類

『北海道後期高齢者医療広域連合』が被保険者に支給する後期高齢者医療制度の医療給付の種類は、今までの老人

保険制度や国民健康保険で支給されているものと基本的に同じです。また、医療と介護の自己負担額が高額となる方の負担を軽減するために、新たに高額介護合算療養費が加わりました。

高額介護合算療養費について

同じ世帯の後期高齢者医療の被保険者において、医療保険の患者負担と介護保険サービスの利用者負担の両方で自己負担がある場合は、これらの合算額について、新たに年単位での限度額を設け、その負担を軽減するものです。8月1日から翌年7月31日の12カ月間の自己負担額は、下記の表のとおりです。

なお、これを受けるためには、被保険者から市町村の窓口への申請が必要となりますので、ご注意ください。

区分	合算後限度額
ア．現役並み所得	67万円
イ．一般	56万円
ウ．イ以外の市町村民税非課税世帯に属する方	31万円
エ．市町村民税非課税世帯に属する方で年金受給総額が80万円以下の方、および老齢福祉年金を受給している方	19万円

後期高齢者医療制度 お茶の間トークQ & A

Q 国保加入者で、世帯主は76歳、妻は70歳の場合の妻の保険は？

世帯主は後期高齢者医療に切り替わり、妻はそのまま国保に残り、国民健康保険税は世帯主に請求がいきます。この場合、世帯にかかる平等割は4年間半額になります。

Q 現在75歳で社会保険に加入しており、妻は72歳で扶養家族である。

4月からは社保から後期高齢者医療に自動的に切り替わります。妻は自分で社保から脱退し、国保加入の手続が必要です。本人は年金と給与の所得合算により保険料が決定します。国保は妻のみの加入で、世帯主に課税されます。妻の所得割・資産割はかからず、世帯割と均等割が2年間半額に軽減されます。